

## 市長の政治姿勢について

鳩山首相が、辞任し、管政権が誕生しました。

辞任せざるを得なかった大きな問題は、2つあります。

一つは、沖縄・普天間基地問題について、「国外、最低でも県外」という公約を踏みにじり、結局、名護市・辺野古の美しい海を埋め立てて、新基地をつくるという方針を押し付けようとしていることです。

また、鹿児島県・徳之島と本土にも訓練を分散するというもので、これは自公政権時代の方針よりもさらに悪いものです。

2つには、「政治と金」の問題です。

鳩山元首相や小沢元幹事長の説明責任は果たされていません。

国会の場できちんと説明することが求められます。

さらに、後期高齢者医療制度の撤廃の公約を投げ捨て、4年後まで先送りしたうえ、作るという「新制度」は75歳以上を65歳以上にする制度の改悪です。

労働者派遣法も、政府提出の法案は、改正と言いながら「抜け穴だらけ」のもので「使い捨て」労働の温存法案です。

国民のくらしを踏みつけにする政治に怒りが集中したことにより、鳩山首相が退陣せざるを得なくなったものです。

菅政権は、これらの問題について、反省することなく、居直り、公約違反の政治を押し付けようとしています。

さらに、大企業に対しては減税を行う一方、税制の抜本改革を掲げて、消費税増税の方向を打ち出しています。

これまで、自公政治によって、削減された、福祉の傷跡を修復することなく、消費税の増税を行うことは、高齢者、子ども、低所得の世帯などの生活を直撃する最悪の政治となります。

国内消費は落ち込み、日本の経済は失われた10年といわれる状態の再現にとどまらず、一層の落ち込みとなるものです。

政府に対し、消費税増税を行うのではなく、国民のくらし第1に考える政治を行うことを求めることが重要です。ご所見をお示しくください。  
また、福山市として、市民のくらし福祉を守る行政を一層進めることを求めるものです。  
ご所見をお示しくください。

わが党の志位委員長は、訪米して、5月3日から開かれた核不拡散条約 **NPT** 再検討会議に参加していた会議主催者や各国代表団に2つの点、①2000年の再検討会議で合意された「自国核兵器の完全廃絶を達成するという全核兵器国の明確な約束」を再確認する。②「核兵器廃絶のための国際交渉を開始する合意をつくる」ことに絞って要請行動を行いました。

**NPT** 再検討会議は、5年ごとに全締約国による会議を開き、①核軍備削減・撤廃②核不拡散③原子力の平和利用という条約の3本柱の実施状況を点検しています。

その結果は、通常「最終文書」として採択されますが、一国でも反対すると採択されません。

わが党が、精力的に要望した第1点については、最終文書で明記されました。

第2の点についても、実質的にその方向への足がかりとなる貴重な前進がありました。

最終文書には、「すべての国が、核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを確立するための特別な取り組みを行う必要について確認する」と明記しました。

特に、核保有国に対して「全ての形式の核兵器を削減し最終的に廃絶するよう一層の努力をする」ことや「核軍備削減・撤廃に至る措置で具体的な進展を促進する」ことを求めています。

そのうえで、核保有国の約束の実行状況について2014年の報告を要請し、2015年開催の再検討会議は、それに照らして核軍備削減・撤廃のための次の「措置」を検討すると決めました。

**NPT** 会議として初めて、核兵器廃絶条約にも言及したものです。

最終文書はまた、「核兵器のない世界の達成に関する諸政府や市民社会からの新しい提案およびイニシアチブに注目する」と明記しました。

今回の **NPT** 会議には、原水爆禁止日本協議会代表団が核兵器廃絶のための国際交渉を求める、日本からの 691 万筆余の署名を届けました。

こうした力が、大きな役割を果たしたものです。今後具体化と実行することが重要となります。

非核自治体の首長として、核兵器廃絶達成のため、奮闘されることに期待するものです。

ご所見をお示しくください。

介護保険制度についてお伺いします。

介護保険制度は、開始以来 10 年が経過しましたが、日本共産党国会議員団は、安心して利用できる制度へ抜本見直しを提言するため、全国アンケート調査を行いました。そして、その結果が明らかになりました。

この調査は、利用者と家族らを対象に行い、全国 3 0 0 0 の介護事業所に郵送し、6 5 2 事業所から回答されました。

また、全国 1 4 0 自治体に対して行い、1 2 8 自治体から回答が寄せられました。

調査結果から、経済的理由による利用抑制、利用者の実態を反映しない要介護認定、事業所の人手不足など深刻な実態が明らかになりました。

介護事業所への調査では、1 割の利用料や食費と居住費の全額自己負担など「重い負担を理由にサービス利用を抑制している人がいる」との答えが 7 6 ・ 2 % に上っています。

また、要介護認定について、「実態を反映しない問題点がまだある」が 8 3 ・ 6 %、ヘルパー派遣などを行う訪問介護事業所の 7 割が「人材不足」としています。

政府が昨年度行った 3 % の介護報酬引き上げについても、6 7 ・ 3 % が「ほとんど効果がない」と答えています。

自治体への調査では、「国民の保険料・利用料負担は限界」として、国庫負担の増額を求める要望が最も多く、約5割に上っています。

さらに、全国42万人にのぼる特別養護老人ホームの待機者問題は依然深刻で、2県20市区が「解消の見通しがない」と回答しています。

これらの調査結果により、介護保険制度を取り巻く実態は、利用者・事業所・そして、保険者である自治体にも、深刻な影響を及ぼしていることが、浮き彫りとなりました。

市として、利用者の負担状況、高い利用料による利用抑制や、介護従事者の労働環境など、介護を取り巻く実態を早急に調査し、施策に反映すべきですが、御所見をお示し下さい。

また、介護を利用している高齢者の生活実態も極めて厳しく、必要な介護が高い利用料により抑制されないよう、さらなる負担軽減策を作ることを求めます。

特別養護老人ホームなどの入所施設について、厚生労働省は先般、高齢者人口の37%と定めている参酌標準を撤廃する、とのことでした。

増え続ける待機者に対応するため、介護施設の増設は

緊急の課題ですが、そのためには、財政的裏づけが必要です。

介護保険制度は、応益負担であるため、施設整備や利用量が増えると、介護給付の抑制や保険料の引き上げにつながりかねない、矛盾を抱えています。

解決のためには、利用者や保険者の負担につながらない、施設整備のための新たな国の補助金制度が不可欠です。

施設整備についてお考えをお示し下さい。

また、早急に、市内全ての特別養護老人ホームの待機者を解消するための計画を作ることを求めます。

以上についてお答え下さい。



## 保育行政、認定子ども園についてお伺いします

福山市は現在、鞆保育所と鞆平保育所を廃止して、認定子ども園を設立しようとしています。

これは、本市では初めての試みです。

「認定こども園」構想は、2003年6月に政府内で突如、提案されたものです。

そのねらいは、現行保育水準を大幅に切り下げて財政削減を行い、保育と幼児教育を、権利としての福祉、教育の枠組みから外し、営利対象にするなど、保育所と幼稚園制度の「解体」です。

このことは、規制改革・民間開放推進会議の第一次答申が「『認定こども園』の設備に関する規制の水準は、現行に捉われず、緩い方の水準以下とすることを原則とする」としていることから明らかです。

「認定こども園」は広島県が認定し、国は基準の指針を示すのみで、具体的な基準内容は、県が定めます。

しかし、認定基準を地方まかせにすることは、乳幼児の教育・保育に対する責任を、国があいまいにすることで、責任放棄と言わざるをえません。

そして、このことにより、教育と保育条件の地域格差が広がることは明白です。

さらに入所選考は、施設と、直接契約となります。施設は保護者の申込書を市に送付し、市は「保育に欠ける」状況を施設に通知しますが、市の関与はここまでです。

例えば、定員を超えて入所申込みがあった場合などは、入所児童の選考をするのは施設ですが、この選考基準は「公正な方法で行う」としか示されていません。

障害児や、保育料滞納が予見される生活困難家庭の子どもなどが、結果として排除されることが懸念されます。

これまでの委員会質疑では、「施設が入所拒否をしないよう指導する」とのことですが、その具体的な内容についてお示しくください。

次に、保育料について、伺います。

保育料は施設設置者が定めることができますが、法外な額であった場合は、市が変更を命ずることができます。

しかし、少なくとも現行の保育所徴収金基準額を目安として設定されれば変更を命ずることは出来ません。

均一保育料ではなく所得に応じた保育料を設定するには、保護者の所得把握が必要ですが、認定子ども園は、どのようにして、保護者の所得を把握するのかお答えください。

また、今回の認定子ども園は、幼保連携型とのことです。幼稚園の保育時間は午後3時までですが、保育時間の範囲を延長して保育を利用した場合、保護者の負担はどのように変化するのか、その具体をお示してください。

進行する少子化と高まる保育要求のもとで、保育行政のあり方が問われていますが、必要なのは、子どもと働く父母の立場に立った子育て支援策の拡充です。

公立保育所の民営化や、廃止、認定子ども園の導入などで、公的保育を後退させるのではなく、市の責任で、子育て支援策を拡充させることを求めます。

また、鞆町は、貴重な歴史的町並みを数多く残す全国唯一の地域であり、住民が住み続けられるまちづくりを、行政が責任を持って行う必要があります。鞆町に公立保育施設を残すことを求めます。

以上についてお答え下さい。

## 国保行政について

今、高い国保税の引き下げが急務です。ところが、今年度の国保税設定において、医療分1人あたり年額で1387円を引き上げるとしています。

福山市は後期高齢者支援金課税額と、介護保険第2号被保険者の介護納付金課税額を引き下げるので、差し引き減額と説明していますが、実際の課税では多くの世帯が増税となるものです。

国保財政調整基金の活用で、少なくとも国保税引き上げは中止することを求めるものです。また、国・県に対して、国保税引き下げの財源措置を求めることが重要です。

以上についてのご所見をお示しく下さい。

次に、**一部負担金の減免制度**について、窓口での医療費3割負担が重いため、低所得者の診療控えが、問題となっています。そのため受診が遅れ、重篤になり、命を落とす状況も生まれています。

厚生労働省も、2009年7月、一部負担金減免制度の積極的活用や、福祉事務所や病院とも連携した総合的対策の推進を求める通達を出していますが、福山市は、低

所得者に対する減免制度の拡充を行っておりません。

特に、前年度所得の50%激減の条件は、取り払うことを求めるものです。長期にわたる不況のもと、長期にわたる貧困が進行しているからであります。

市民の医療を受ける権利を保障するためにも、生活保護世帯以下の世帯に対しては、一部負担金の減免制度が適用できるよう、当制度の拡充を求めるものです。

次に、資格証明書の発行について、福山市は、2010年4月1日現在で1394の資格証明書を発行しています。

2010年3月参議院予算委員会で、我が党の小池晃参議院議員の質問に対し、長妻厚生労働大臣は、「払えるのに払わないと証明できた場合以外は慎重な対応を」と答弁しています。

福山市において1394の世帯に対して、「払えるのに払わない」との確認が行われているのかどうか、具体的にお示しくください。

福山市において、**無料低額診療**を福山市民病院で取り組むことや、市内全域に広げることが求められます。その具体化について、お示しくください。

## 農林行政について

### 口蹄疫問題について

宮崎県で口蹄疫が発生し、牛や豚への感染がかつてない規模で広がっています。政府の対応遅れの責任は重大です。

国の責任で防疫措置と被害補償に万全を期すことが強く求められます。政府は、大量の牛や豚の殺処分などを進めています。現在のところ、広島県や福山市での感染例は発生していないようです。畜産農家や畜産業者をはじめ、市民の不安を解消するためにも、今後の予防策や感染拡大防止策に万全を期することが重要です。また、早期発見、早期対処の態勢を取ることが重要です。必要な対策を緊急に講じることを求めます。ご所見をお示しくください。

### 食肉センターの在り方について

福山市は食肉センターについて、外部監査報告の「費用対効果」の指摘を受け、検討委員会を設置し、今後の在り方についての協議を進めているところです。

食肉センターについて求められる最も重要な役割は、市民に対して安全な食肉を安価に提供することであり、市民の健康と生命を預かる地方自治体としての責務を果たすことでもあります。それは、単純に「費用対効果」として論ぜられるものではありません。

今日まで、O157やBSEの発生、偽装食肉問題などで、食肉に対する不安は強まっています。家畜衛生検査のチェックがありますが、食肉処理のあらゆる段階で、細心の注意を払いながら、処理を行うことが求められます。

食肉センターの民営化は、食肉の安全を確保する上で多くの懸念を含むものであります。また、本来、利益を出すための事業ではなく、民営化を行うべきではありません。

福山市食肉センターは直営を堅持し、総合移転を視野に入れ必要な施設整備を行う計画を作成することを求めます。

以上について、お答えください。

## 芦田町圃場整備問題 風呂地区の計画変更について

本議会に、芦田町風呂地区圃場整備事業の計画変更が提出されました。

変更内容は、事業量の変更に伴い、事業費の変動、及び、地区界変更に伴う受益地に変更があったため、行うとされています。

地権者32戸のうち、2戸が当計画から離脱することではありますが、当事業の認可の日時、いつの時点で2戸の離脱が明らかになったのか、日時をお示しく下さい。

また、圃場整備の対象面積は、4.9ヘクタールから4.7ヘクタールへと4.1%の微減であるにもかかわらず、総事業費は、9090万円から、3794万円と、41.7%に激減しています。その理由についてお示しく下さい。

当計画区域には、地形に則した市道がすでに建設されており、上有地49号線として直線化する必要はないと考えられます。上有地48号線についても、自然の地形を生かした市道であり、直線化することは、新たな災害を惹起するもので、土地改良法にも反するのではありませんか。

同圃場整備地区内には、47号線、48号線、49号



線、97号線、98号線、99号線の6本の市道が新設される計画ですが、市道を建設しなくても、必要な農道を建設すれば済むことではありませんか。

何故、6本もの市道を建設する必要があるのか、その理由をお示しくください。

また、その用地買い上げ予算と、建設予算は、それぞれいくらになるのか、お示しくください。

当計画区域に、農道5本を建設するとしています。そのうちの一本は、個人の住居への進入路であり、この道路の管理は、福山市土地改良区が行うとしています。現在、市道に面している宅地へ、わざわざ農道の進入路を造るような計画も不自然としか、言いようがありません。

また、地権者の負担金は総事業費の20%とのことでありますが、市道用地の買い上げで、実質負担無しということになるのかどうか、お示しくください。

## 教育行政について

### 放課後児童クラブ事業拡充について

放課後児童クラブの利用児童数は急増し、**2010**年**5**月**1**日現在、**75**クラブ、**97**教室、**3996**人となっています。

その内、**70**人以上の多人数クラブは、樹徳小学校**1**校です。

早急に、分離することを求めます。

引き続いて、**60**人以上の分離を実施することを求めます。

分離が実現して**40**人以下になった教室では、生活の場としてゆとり空間が生まれ、お互いをよく理解し、認めあうことで禁止ルールが不要なくなり、楽しく豊かな時間が増加しています。子どもの目線にたって、一層教室の分離を行うことを求めます。

児童館は、ゼロ歳から**18**歳までの地域の全ての子どもが遊びを通して育つ場であり、専門職員として児童厚生員が配置されています。

児童館は全国に約**4700**か所あるとのことですが、「学校でも、家庭でも窮屈な思いをしている子どもにとって、ふらっと来られる第**3**の居場所となっている」と

ある館長が語っています。

今日、学校、地域、子どもをつなぐソーシャルワークが児童虐待の発見や子どもの安心の居場所づくりとして重要な役割を果たさなくてはなりません。改めて、児童館の必要性が再認識されています。

本市でも、児童館の新設と既存施設の児童館としての活用を求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

## 特別支援教育の拡充について

少子化で子どもの数が減る時代ですが、障害児教育を受ける子どもたちは急増しています。

「わかるように教えて欲しい」「学校のいろいろな活動に、楽しく参加したい」「一人ひとりの子どもにあった教育を」「子どもの人権が尊重される教育を」など、子どもたちの願い、保護者の願いが渦巻いています。

**1999**年度、全国で**7**万人であった障害児学級の在籍数は、**2009**年度**13**万**5000**人と、**2**倍近く増加しています。

**2007**年度から、特別支援学級と名称変更した学級数は、**2**万**5000**から**4**万**2000**余に増えています。

**2006**年度から文部科学省は、発達障害のある子ども

たちを通級指導の対象としました。

同省の調査によると発達障害があると考えられる子どもたちが、児童生徒数の6・3%程度の割合いで、在籍する可能性が示されています。全国で**67万5000人**、**40人**学級あたり**2・5人**程度の「特別の手立てを必要としている子どもたち」の在籍が考えられるとしています。

福山市での現状把握と調査結果について、お示してください。

特別支援学級の入級児童・生徒数の急増に伴って、障害の種類もレベルも多岐にわたっています。

専門性のある学級担任を確保し、ひとりひとりにあった学習と発達の保障を進めることが強く求められます。

国に対して学級編成基準を引き下げ、実態に即した学級編成ができるように求めてください。また、福山市としても、小学校では、低学年、高学年に分けた指導ができる等、必要に応じた学級編成を行うことが求められます。

以上、それぞれについて、お答えください。

通常学級を少人数学級にすることで、学級運営や子どもどうしのかかわりあいにゆとりが生まれ、障害のある子どもの学習、発達をいっそう豊かなものとするのが可能となります。

早急に、全ての学年で、少人数学級を実現することを

求めます。計画をお示しください。

## 建設・都市行政について

### 幹線道路建設について

広島地裁が5月20日に、国道2号線高架訴訟で判決を言い渡しました。

この訴訟は、2002年8月に、広島市内の中心部を貫く国道2号線の沿道100メートル内に居住・通勤する住民ら151名が国と広島市を被告として、高架道路建設差し止め・供用の差し止め・生活妨害・健康被害に対する損害賠償を求めて提訴していたものです。

判決では、幹線道路の騒音基準を「日中70デシベル、夜間65デシベル」としている現行の環境基準について、「環境基準は政策目標や指針であり、訴訟の受忍限度ではない」として文献などを基に「昼間の屋外で65デシベル以上の騒音で会話などに支障が出る」「夜間の屋内で45デシベル以上で睡眠に影響が出る」と受忍限度を示し、該当する住宅や道路に面した住宅の住民らに被害程度に応じて、賠償するよう認めたものです。

広島地裁は、住民36人に対し、計約2、160万円の損害賠償を国に支払うよう命じたものです。

この判決は、1995年7月に判決が確定した国道43号線訴訟の判決に続くものです。

国道43号線訴訟では、大阪と神戸を結ぶ幹線道路の

国道43号とその上を高架で走る阪神高速道路の沿道住民らが、国と当時の阪神高速道路公団に損害賠償などを求めたもので、最高裁が道路からの距離に関係なく65デシベルを「騒音が住民の受忍限度を超えている」として、道路の供用に違法性を認めたものです。

こうした判決が、相次いでいることから国の環境基準を引き下げることが求められるものです。ご所見をお示しくください。

また、赤坂バイパスでは、国土交通省が平成14年4月に騒音について調査し、北側の住民宅の騒音が、昼間58デシベル、夜間59デシベルとの結果でした。

国に、赤坂バイパスでの騒音測定を再度行うことを求めてください。

ご所見をお示しくください。

## 二酸化窒素の環境基準について

昭和53年7月に、環境保全局長名で、都道府県知事、政令市市長あてに「2酸化窒素に係る環境基準改定について」とする文書が届けられ、環境基準が引き下げられました。

この文書には、以下のことについて示されています。

2酸化窒素の人への健康影響に係る判定条件を、短期暴露については、1時間暴露として0, 1から0, 2

**ppm** 長期暴露については、年平均地として、0, 02 ~ 0, 03 **ppm** を指針にし、2酸化窒素についての環境基準は、1時間値の1日平均値が0, 04 **ppm** から0, 06 **ppm** までのゾーン内または、それ以下と改訂されたものです。

新環境基準の維持達成について、ゾーンが示されたことから、1日平均値が0, 06 **ppm**を越える地域においては、当該地域の全ての測定局で0, 06 **ppm** が達成されるよう努めるものとする。

1日平均値が0, 04 **ppm** から **0,06ppm** のゾーン内にある地域で都市化、工業化があまり進んでいない場合は、現状維持の水準を維持すること、都市化工業化が進んでいるところでも、現状を大きく上回らないように努める。

このことは安易に0, 06 **ppm** まで濃度を上昇させてもよいとはならないし、現実的に可能な無理のない範囲内の努力によって現状の水準をゾーン内にすること。

なお、1日平均値が0, 04 **ppm** 以下の地域は、原則として0, 04 **ppm** を大きく上回らないよう防止に努めること。

この新環境基準の達成期間は、改定時点から原則として7年以内、昭和60年までに、0, 06 **ppm** を超え

るすべての地域で0, 06 ppm を達成することなどの内容が示されたものです。

さらに、当時の調査によれば、福山市は、1時間値の1日平均値が0. 04 ppm 以下の地域でした。

新環境基準は、それまでの0. 02 ppm から緩和されたものであり、その後の達成期間も守られず、様々な公害裁判が闘われるほど、大気汚染が深刻になってきました。

裁判のなかでも、No 2 の環境基準緩和を元に戻すことも要求されています。

このことから、本来地域環境を守ろうとすれば、現状のNo 2 の基準濃度を越えることがないよう、むしろ、引き下げる努力をするべきではありませんか。

ご所見をお示しくください。



## 東桜町再開発問題について

当再開発ビルの商業床に入るキーテナント、地下食料品売り場の入居者、事業床に入るクリニックが未定ですが、見通しについてお示しください。

福山市は、再開発会社に対して、合計 7 億円の資金を無利子で、6 年間据え置き、25 年償還で貸し出すとし、今年度 2 億 5000 万円の貸出を行うとしています。

私企業に、安易な公金投入は許されません。しかも、長期にわたり、無利子で貸し出すあり方は、市民理解が得られるものではありません。

今後の貸し出しは、中止することを求めるものです。

7 億円の資金提供について、申し出たのは福山市側からか、企業側からか、経緯を明らかにすることを求めます。

以上について、お答えください。

## 伏見町再開発問題について

当再開発事業は、事業パートナーのうち 1 社が民事再生法の手続きに入り、事業パートナーを辞退し、その後も、事業パートナーやコーディネーターが辞退し、準備組合は新たなコーディネーターの検討と地権者の意向

調査を行ったとのことであります。

**2010** 年度、コーディネーターとして（株）ユーデコンサルタンツと（株）谷澤総合鑑定所を選定し、事業パートナーは（株）五洋建設とする新体制で事業を再構築し、引き続き事業を進めるとしてしています。

地下 **1** 階地上 **35** 階、総工費 **327** 億円の再開発ビルの計画は白紙撤回され、規模を縮小した再開発ビルの計画が立てられることになりました。総事業費は未定とのことあります。

新聞報道によると、新調整役のユーデ社は、保留床を公益施設用とするよう、市に買い取りを求めたいとしています。

福山市は、これに応じるのかどうか、見解をお示しください。

また、総合病院誘致を視野に入れているとのことですが、東桜町再開発ビルに入るクリニックは、未定であります。医療現場では、今日までの政府の医療改革の影響で、経営難に苦しんでいます。

このような、自治体頼みや高度利用を行おうとする計画自体が、過大な計画であると言わざるを得ません。

地権者数は **116** 人とのことですが、現在の経済動向を見通し、地権者に重い負担がかからないよう、小規模再開発にとどめる助言を行うことを求めます。

小規模でも、従来の地権者が住みやすく、事業展開ができる魅力ある空間を創出することが求められます。

さらに福山の新しい顔として、市民の知恵と合意の得られる計画となるよう、仮称「まちづくり検討委員会」等を造りひろく市民参加を働きかけることを求めるものです。

以上についての、ご所見をお示しくください。

鞆町のまちづくりについてお伺いします。

鞆町は、海運の要衝・汐待ちの港として、特有の自然環境と、優れた歴史的遺産が現存しています。

この地に受け継がれてきた中世から近代に及ぶ遺産群や、現在に継承される有形無形の生活文化や伝統的建造物群など、歴史的遺産についてのこれまでの福山市の対応は不十分と言わざるを得ません。

市は、**2008**年に西町を中心に8.6ヘクタールを、伝統的建造物群保存地区として都市計画決定を行いました。

ところが、鞆町には、この範囲外にも伝統的建造物は多数見ることが出来ます。

市は今回、文化庁から遺跡調査の不足を指摘され、約30ヘクタールの範囲に広げた補完調査を行います。

しかし、この範囲は、歴史的港湾施設である、たで場や後背地、玉津島の波止などが含まれていません。

鞆の港は、中世以来、日本で最重要港湾として機能を果たし、その港を構成している港湾5点セットと町家群、浜蔵群が一体となって機能を果たしてきました。

今回の補完調査は、6月9日に鞆町の住民説明会で、「予算の都合により範囲を設定した」とのことでした。

予算の制約で、貴重な鞆町の文化資源の調査範囲を狭めるのかどうか、お答え下さい。

また、補完調査の範囲を広げ、港湾と町並みを一体として、調査することを求めます。

鞆町の文化的景観として、鞆皿山窯跡の調査が進み、極めて貴重な歴史的遺産であることが明らかになりました。

皿山窯跡を早急に史跡に指定し、保存、活用法などの計画を、住民とともに作ることが緊急に必要ですが、今後の方針をお示し下さい。

次に埋め立て架橋計画についてお伺いします。

市長は、4日に行われた記者会見で、鞆港埋め立て架橋計画をめぐる訴訟が、これ以上遅延しないよう、広島県に強く申し入れることを明らかにした、と報じられています。

当計画については、現在、住民同士の議論が進められており、県知事はその行方を見守る、とのことでした。

それにも関わらず、控訴審の推進を申し入れることは、議論に水をさすこととなります。

いまは、少なくとも議論の行方をしっかりと見守り、住民意見に耳を傾けるべきではありませんか。

御所見をお示し下さい。

以上についてお示しください。

## 神辺地区まちづくり計画について

備後圏都市計画事業、川南土地区画整理事業は **35** 年余、住民・地権者の反対でとん挫していました。

合併時、町長の強い要望と言われ、最重要課題として盛り込まれ、**3** 手法による神辺まちづくり計画が急浮上しました。

自治会主催の地区計画の説明会と事業の賛否の集約は、行政に対する不信と怒りを再燃させる結果となっています。

地区計画説明会で、自治会は「不参加者は、事業に対する賛成者とする」としました。福山市は「不参加者も賛成者」とするのかどうか、認識をお示しくください。

市は川南区画整理事業の説明会を **1** 昨年 **8** 月に強行し、質問を途中で打ち切り、賛成多数と強弁しています。賛成多数と確認した根拠について、お示しくください。

昨年 **12** 月、我が党の代表質問に対し「住民の合意形成が重要である」「おおむね **3** 分の **2** が賛成」との答弁をされましたが、3 分の 2 の賛成を証明する根拠を具体的にお示しくください。

当区域は、長年にわたり建築制限や農地の宅地並み課

税等、重い負担を強いてきました。一方、生活道路整備や公園の設置などは放置されてきました。この住民や地権者のおかれた状況を、どのように認識しておられるのか、お示しく下さい。

区画整理事業区域の地権者に対し、減歩や清算金に関する資料提供はどのようにされてきたのか、説明責任は果たされたのかどうか、お示しく下さい。

時代が変遷し、まちづくりに対する住民の意識も変化しています。

高度な都市への発展よりも、地域の人とのつながりや、静穏な環境、車が多く走る道路ではなく、歩行者の安全を優先した生活道路の整備を望む等、環境条件に対する価値観が大きく変化しています。福山市は社会や住民の価値観の変化を、どのように認識しておられるのか、お示しく下さい。

改めて、当地域のまちづくりアンケートを行われてはどうか、ご所見をお示しく下さい。

## ため池管理について

5月9日、日曜日の午後1時ごろ、市道神村113号線を2名の女性が車で走行中に松永高校南にある羽根尾池に転落し、死亡する事故がおきました。

亡くなられた方のご冥福をお祈りいたします。

ため池の周囲の市道は、約200メートルで、幅員が6メートルと4メートルのところがあり、幅員4メートルの大部分にガードレールが設置されておられません

転落された場所は、ガードレールが設置されていませんでした。

この部分には、地元の住民から、ガードレールの設置を求める要望が、以前からあったとのことですが、設置されていなかった理由についてお示しくください。

わが党は、5月10日に、現地を調査し、次の点について要望いたしました。

1、転落死亡事故が起きた現場に、直ちにガードレールを設置すること。

1、市内のため池に、転落防止柵が設置されていないところも見受けられる。

緊急にため池の調査を行い、転落防止柵を設置すること。

1、緊急箇所整備予算を増額すること。

以上ですが、その後の対応についてお示しくください



## 住宅リフォーム助成制度、小規模事業者登録制度について

住宅リフォーム助成制度は、3月31日時点で30都道府県156自治体に広がっています。

これは、昨年5月に比べると、1.8倍になっており、その後も広がっています。

小規模工事等希望者登録制度は、3月31日時点で、全国の47都道府県449自治体に広がっています。

一昨年の、リーマンショック以来の経済の落ち込みなどにより、中小零細の建設業者の経営は大変厳しくなっています。

全国商工団体連合会が、全国的な2010年上期の「営業動向調査」を行いました。

中小業者の、業況が底打ちの兆しを見せるものの、回復感は弱く、依然厳しい状況となっていることが明らかとなりました。

大企業の業況判断は、製造業で輸出を中心に急速に改善し、非製造業にも広がっています。しかし、中小業者の回復はあまりにも弱く、大企業の改善とは対照的となっています。

業種別では、経済・金融危機以降、急激に悪化し続けていた金属製品・機械器具製造業で、マイナス幅が縮小に転じています。

一方、建設業、宿泊・飲食業では、経営判断 DI もマイナス 70% を下回るなど再び悪化に転じています。

職別業者は、「元請け業者の単価値引きの強要、また、同業者間の単価値引きによる仕事の減少」総合建築業者も「単価はないのと同じ、いくらでもいいからまず仕事がほしい」などの声が上がっています。

こうした状況が続いているからこそ、多くの自治体が、地元の経済を支える中小零細業者の仕事づくりのため、効果のある制度をつくり支援しているわけです。

秋田県では、3月から住宅リフォーム緊急支援事業を実施しています。

県内の市で同時に実施しているところもあり、県・市の制度を活用すれば、最大 40 万円の補助が受けられるものです。

利用者にとっても、業者にとっても喜ばれる施策ではないでしょうか。

小規模工事登録制度も、地元の中小零細業者に発注をすることにより、業者にも喜ばれ、地元経済の活性化につながるものとして広がっています。

中国地方でも、1割の自治体がこの制度を創設しています。

商工ふくやまの4月分景気観測調査報告書によると、総合DIは7カ月連続で上向いたとの報告であります。

非製造業の建設では、69,22%の業者が横ばい、23,1%が悪化と回答しています。

全国に広がっている、住宅リフォーム助成制度、小規模工事等希望者登録制度などの制度創設を福山市でも行うことを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

## 人権・同和行政について

戦後民主主義は、日本社会の戦前からの前近代性、半封建性の克服を重要な課題にしてきましたが、**1990**年代に基本的に達成し、社会問題としての部落問題も、運動の前進、同和対策事業の実施、国民的な理解の広がりにより、社会的格差の解消、差別事象の激減、社会交流の進展が図られ、今日、基本的に解決した状況に至りました。

この根幹には、現憲法の平和主義、主権在民、人権尊重、議会制民主主義等が、国民に根づいたことにあります。

旧身分にかかわる部落差別が社会的に皆無になったというわけではありませんが、今日の到達状況は、もはや特別扱いや同和を冠した事業を行うことが、弊害を生み出す状況であります。

遅れた意識の克服は、引き続く国民の主体的な努力の過程の中で、解消してゆくものであります。

旧身分にかかる社会問題の克服を課題にした行政施策は、すみやかに終了し、地域社会を基盤にした人権の確立をめざす方向へ力強く歩みだすことが求められます。

一方、自民党政権のもと、**1990**年以降、行財政改革、構造改革と称して新自由主義政策が強行され、新たな貧困と格差を生みだし、極めて深刻な事態となっています。

リストラや派遣切り、中小業者や農業の切り捨て、福祉財源の削減による医療崩壊や介護の困難など、あらゆる分野で国民に困難が押しかぶせられ、憲法**25**条がふみにじられてきました。これは、部落問題や一部の地域に限られるものではなく、全国民的課題であります。

反貧困運動の盛り上がりと国民の審判で、今年の夏、自民・公明政権を退場させましたが、憲法**25**条の復権と人間らしく生きる社会の形成は、これからであります。

憲法をくらしに生かし、新しい福祉国家の形成に向けて、行政も国民も連帯の絆をつよめ、大きく歩み出すことが求められます。

以上についてのご所見をお示しく下さい。